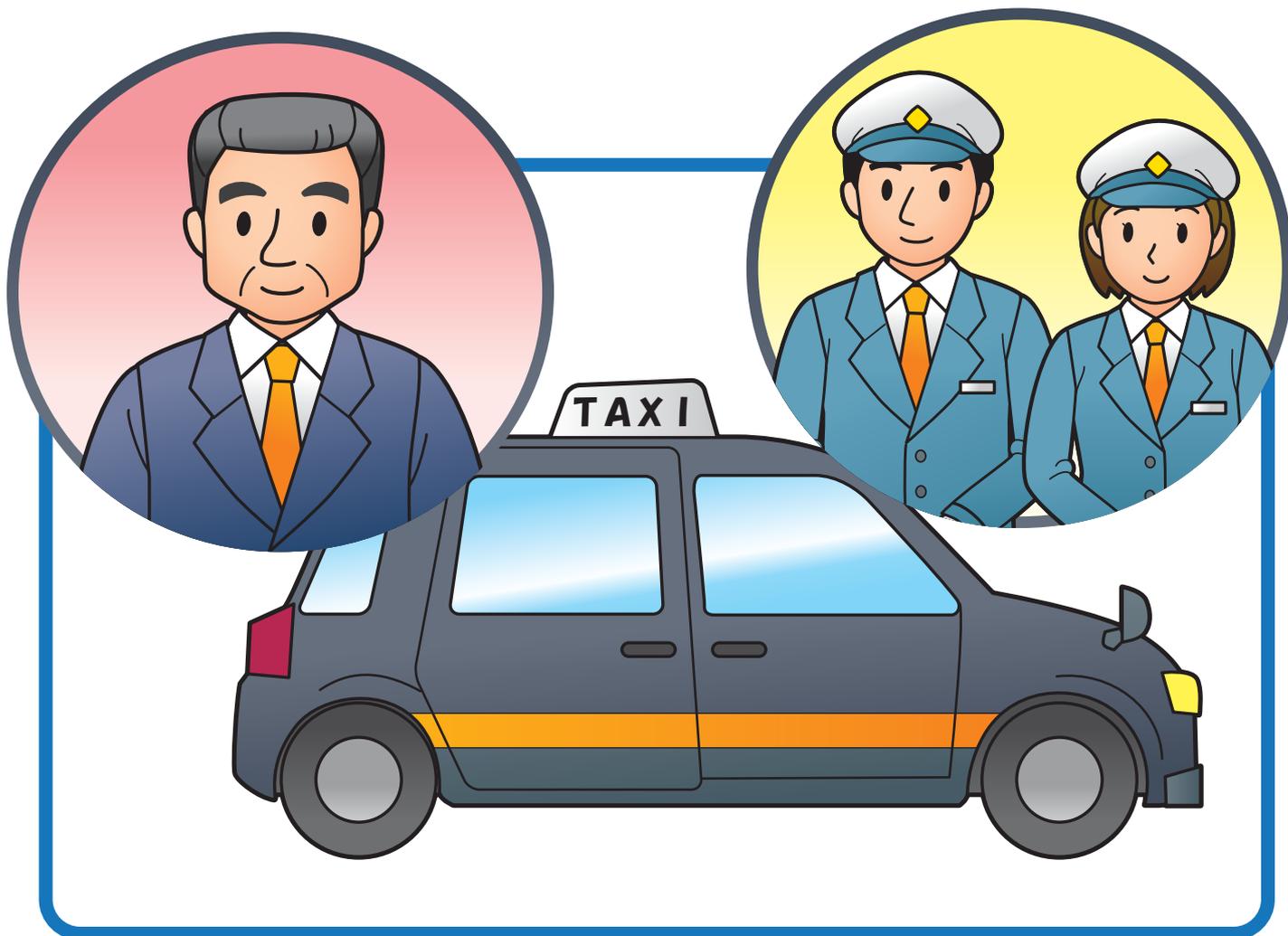


わたくしたちと公共交通の安全のために

事業者、運転者が一体となって

改善基準告示を遵守しよう！



「改善基準告示」とは、
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(平成元年労働省告示第7号)をいい、
労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的として、
自動車運転者の「拘束時間」、「休息期間」等を定めたものです。
詳しい内容は裏面をご参照ください。

改善基準告示の概要

項目	タクシー		ハイヤー
	日勤勤務	隔日勤務	
拘束時間	1か月 299 時間 1日 原則 13 時間 最大 16 時間	1か月 262 時間 (地域的事情その他の特別な事情がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち6か月までは270時間まで延長可) 2暦日 21 時間	拘束時間規定の適用はない
特例	1か月の拘束時間の特例 「車庫待ち等」で、かつ、労使協定があれば、1か月322時間まで延長可 1日の最大拘束時間の特例 「車庫待ち等」で、かつ、次の条件を満たせば24時間まで延長可 ・ 休息期間 継続20時間以上 ・ 16 時間超えは1か月7回以内 ・ 18 時間超えの場合、夜間に4時間以上の仮眠付与	「車庫待ち等」で、次の条件を満たせば 2暦日 24 時間 1か月 上記拘束時間に20時間を加えた時間まで延長可 ・ 夜間4時間以上の仮眠付与 ・ 21時間超えは労使協定により1か月7回以内	
休息期間	継続 8 時間以上	継続 20 時間以上	
時間外労働	時間外労働協定における一定期間は1か月を協定		時間外労働は、次の範囲内にするよう努めること
休日労働	2週間に1回以内、かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内		1か月 50 時間 3か月 140 時間 1年 450 時間